

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第38号



## 「最も多い相談は架空請求」 —平成30年度消費生活センター報告—

平成30年度、幕別町消費生活センターに寄せられた相談件数は213件でした。

### 架空請求が最多

最も多かった相談は、ハガキやメールによる架空請求で68件ありました。中には相手方に連絡をしたために、だまされたり脅されたりしてお金を払ってしまったケースもありました。

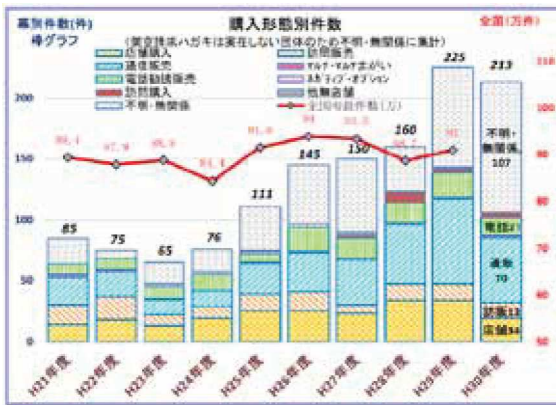
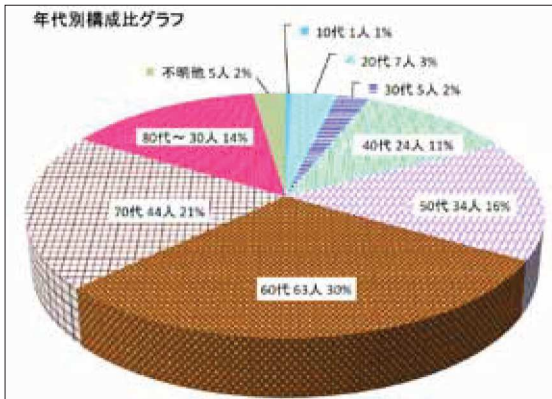
このような架空請求は現在でも全国的に発生していますので、今年度も引き続き注意が必要です。

### 通信販売のトラブル

購入形態別件数で最も多かった相談は通信販売で、中でも「返品やキャンセルができない」といった相談が増えました。通信販売では返品・キャンセルの条件を必ず確認してから申し込みましょう。

### 高齢者の相談は全体の64%

年代別では、60歳以上の相談が137件で、全体の64%を占めました。高齢者の方を狙った悪質商法・特殊詐欺の手法は年々ますます巧妙化していますので、テレビや新聞、広報紙などで新たな手法を知っておくことが大切です。



### ◆5月は消費者月間です◆

「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない2019～」

消費者保護基本法の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」としています。

消費者が安心・安全で豊かに暮らすことができる社会の実現に向け、消費者、事業者、地方公共団体、国などが共通の目標を共有し連携して行動をすることが大切です。

問 幕別町消費生活センター (☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

大型連休中の相談は「消費者ホットライン」☎188 (4月27日～5月6日) 相談時間は10時～16時

消費生活センターから  
大型連休中のご注意!

出前講座  
利用してみませんか

大型連休中に商品やサービスを契約してトラブルが発生し、連休明けを待つて消費生活センターに相談すると、一定期間無条件で契約解除ができる「クーリング・オフ」の期間が過ぎてしまつてもあります。この期間の契約は慎重に行つていきましょう。

地域のコミュニティセンターや会館などに出向き、最近の相談事例を紹介しながら悪質商法や特殊詐欺の手法・対処法についてお話しします。30分以内のプチ講座もあります。お気軽にご相談ください。

# 「アポ電」かも… 知らない番号からの 電話に出るのは危険



**事例1** テレビの制作会社を名乗る人から電話があり、「所得は500万円より上ですか」などと聞かれたが、「答えられない」と言って電話を切った。後日警察の協力団体を名乗る者から、「テレビ番組に関して電話がなかったか。捜査で押収した名簿に名前が登録されている」という電話があった。(70歳代 女性)

**事例2** 消防署の職員を名乗る人の電話で、「一人暮らしか」と聞かれ、「はい」と答えてしまった。「災害時にすぐに救助できるように確認している」と言われたが不審だ。(女性)

## ひとこと助言

知らない番号には  
気をつけて



- 実在する機関や企業、家族をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとする「アポ電」と思われる電話に関する相談が寄せられています。
- 着信番号通知や録音機能を活用し、誰からの電話か分かった上で電話に出るなどしてトラブルを避けましょう。
- 心当たりのない着信に出してしまった場合も、「〇〇です」と自分の名前を名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれたら、会話を続けず、すぐに電話を切ってください。
- 特に高齢者等に対しては、家族はもちろん地域でも、身近な人を見守り、様子の変化などに気をつけましょう。
- 不審な電話があったら、すぐに警察や消費生活センター等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。